

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年2月3日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 荒川孝男
青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 スーパードラッグアサヒ八橋店
所在地 秋田県秋田市寺内蛭根一丁目381番1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

株式会社横浜ファーマシー
変更前 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

変更後 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

変更後 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(4) 変更年月日 令和 4 年 3 月 21 日

(5) 変更理由 運営計画の変更のため

2 届出年月日 令和 4 年 1 月 28 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 2 月 3 日から同年 6 月 3 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由